

福井県報

号外第82号
平成21年
9月25日(金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

公安委員会告示

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正(一一一・交通規制課)……………

福井県公安委員会告示第121号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制(昭和47年福井県公安委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成21年9月25日

福井県公安委員会

委員長 松本 幸太郎

別表第1(3)「一方通行の道路の区間」福井警察署の表中

86 市道	文京4丁目18番8号先から文京4丁目23番1号先まで	市道(環状西線)方面から北進する	終日	車両(自転車を除く)
-------	----------------------------	------------------	----	------------

86 市道	文京4丁目18番8号先から文京4丁目27番25号先まで	市道(環状西線)方面から北進する	終日	車両(自転車を除く)
-------	-----------------------------	------------------	----	------------

改める。

別表第1(3)「一方通行の道路の区間」福井南警察署の表中

42 県道(福井朝日武生線)東側側道	毛矢1丁目1番24号先から毛矢1丁目1番20号先まで	足羽川方面から南進する	終日	車両
--------------------	----------------------------	-------------	----	----

42	削除			
----	----	--	--	--

改める。

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 福井警察署の表中

312 市道	文京4丁目2番3号先交差点	市道を東進して市道へ右折する場合	市道を西進して市道へ左折する場合	終日	車両(軽車両を除く)
--------	---------------	------------------	------------------	----	------------

「312 市道」 削除

改める。

別表第2「路側帯」 福井警察署の表中

18 市道	文京4丁目18番8号先から文京4丁目23番1号先まで	約	270	駐停車禁止路側帯
-------	----------------------------	---	-----	----------

「18 市道」 文京4丁目18番8号先から文京4丁目27番25号先まで

改める。

別表第4「歩行者横断禁止」 福井南警察署の表に次のように加える。

8 県道(福井鯖江線)	花堂南1丁目11番25号先から江端町第13号15番地の4先まで	約	50	
-------------	---------------------------------	---	----	--

別表第7(1)「普通自転車が通行できる歩道の区間 歩道を通行することができる区間」 福井南警察署の表中

9 市道	種池町15字37号3番地先から花堂南2丁目14番36号先までの両側歩道	相互通行	約	1,850
10 県道(三尾野別所線)	花堂南1丁目2番3号先から花堂南1丁目3番12号先までの両側歩道	相互通行	約	170

9 市道	種池2丁目128番地先から舞屋町5号17番地の1先までの両側歩道	相互通行	約	1,180
10 県道(三尾野別所線)	舞屋町5号17番地の1先から花堂南1丁目1番1号先までの両側歩道	相互通行	約	1,090

改める。

別表第10「最高速度を指定する区間」 坂井西警察署の表中

69 港湾道路(臨港2号道路)	三国町新保508番地の1先から三国町黒目26字29番先まで	約	1,600	50
-----------------	-------------------------------	---	-------	----

69 港湾道路(臨港2号道路)	三国町新保50字8番1先から三国町黒目26字29番先まで	約	1,600	50
-----------------	------------------------------	---	-------	----

改める。

別表第14「一時停止場所」 福井南警察署の表に次のように加える。

974 路	その他の道路(ペル管理道)	花堂南1丁目11番25号先(ペル南東)交差点に西側から入ろうとするとき。
-------	---------------	--------------------------------------

別表第14「一時停止場所」 坂井西警察署の表中

30 港湾道路	三国町米納津49字116の1番地先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
---------	---

30 港湾道路(臨港8号道路)	三国町米納津49字116番1先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
-----------------	---------------------------------------

151 港湾道路	三国町新保50字8の1番地先交差点に南側から入ろうとするとき。
152 港湾道路	三国町新保77字1の2番地先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
153 港湾道路	三国町新保89字4番小乙4の2番地先交差点に西側および南側から入ろうとするとき。

151	港湾道路 (臨港2号道路)	三国町新保50字8番1先交差点に南側から入ろうとするとき。
152	港湾道路 (臨港4号道路)	三国町新保77字1番2先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
153	その他の道路 (企業管理道路)	三国町新保89字小乙4番2先交差点に西側から入ろうとするとき。

156	港湾道路	三国町黒目26字29番地先交差点に北側から入ろうとするとき。
-----	------	--------------------------------

156	港湾道路 (臨港3号道路)	三国町黒目26字29番先交差点に北側から入ろうとするとき。
-----	---------------	-------------------------------

188	港湾道路	石新保町27字28番地先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
-----	------	------------------------------------

188	港湾道路 (臨港7号道路)	石新保町27字28番交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
-----	---------------	----------------------------------

258	区画道路4号線 (県企業局管理道路)	石新保町27字27番地先交差点に南東側から入ろうとするとき。
-----	-----------------------	--------------------------------

258	市道	石新保町27字27番先交差点に南東側から入ろうとするとき。
-----	----	-------------------------------

260	区画道路6号線 (県企業局管理道路)	石橋町29字74番地先交差点に南東側および北西側から入ろうとするとき。
-----	-----------------------	-------------------------------------

260	市道	石橋町29字74番先交差点に南東側および北西側から入ろうとするとき。
-----	----	------------------------------------

292	区画道路 (県企業局管理道路)	川尻町40字砂浜124-9番地先交差点に南側から入ろうとするとき。
-----	--------------------	-----------------------------------

293	区画道路 (県企業局管理道路)	川尻町40字砂浜124番9先交差点に北側から入ろうとするとき。
-----	--------------------	---------------------------------

292	市道	石橋町31字甲ノ山119-4番地先交差点に南側から入ろうとするとき。
293	市道	石橋町31字甲ノ山119番4先交差点に北側から入ろうとするとき。

改める。

別表第14「一時停止場所」 越前警察署の表に次のように加える。

834	市道	平出3丁目29番地先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
835	市道	下太田町第18号1番地先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
836	町道	南越前町湯尾97字13番先交差点に北東側から入ろうとするとき。
837	町道	南越前町合波14字130番1先交差点に西側から入ろうとするとき。

別表第14「一時停止場所」 小浜警察署の表に次のように加える。

418	町道	高浜町和田第168号1番地の1先 (若狭和田駅南) 交差点に北側から入ろうとするとき。
419	町道	高浜町和田第168号1番地の3先 (馬居寺口) 交差点に南西側から入ろうとするとき。

別表第15「駐停車禁止場所」 福井警察署の表中

16	県道 (福井停車場線)	大手2丁目1番1号 (入口側) 先から大手2丁目1番1号 (出口側) 先まで (福井駅西口交通広場道路) 道路左側 (但し、一方通行道路左側の停車帯設置場所における人の乗降のための停車を除く。)	終日	車両	約	220
17	県道 (福井停車場線)	大手2丁目1番1号 (入口側) 先から大手2丁目1番1号 (出口側) 先まで (福井駅西口交通広場道路) 一方通行道路右側	終日	車両	約	220

18	県道(福井停車場線)	手寄1丁目14番1号(入口側)先まで (福井駅東口交通広場道路) 道路左側(但し、一方通行道路左側の停車帯設置場所における人の乗降のための停車を除く。)	終日	車両	約 240
19	県道(福井停車場線)	手寄1丁目14番1号(入口側)先まで 手寄1丁目14番1号(出口側)先まで (福井駅東口交通広場道路) 一方通行道路右側	終日	車両	約 240

16		削除			
17		削除			
18		削除			
19		削除			

改める。

別表第16(2)「駐車禁止場所(指定する区間が1の警察署管轄区域内のみ)」福井警察署の表に次のように加える。

500	県道(福井停車場線)	大手2丁目1番1号(入口側)先まで (福井駅西口交通広場道路)	終日	車両	約 220
501	県道(福井停車場線)	手寄1丁目14番1号(入口側)先まで 手寄1丁目14番1号(出口側)先まで (福井駅東口交通広場道路)	終日	車両	約 240

別表第21「信号機設置場所」福井南警察署の表に次のように加える。

228	県道(福井鯖江線)	花堂南1丁目11番25号先		ベル南東	
-----	-----------	---------------	--	------	--

別表第21「信号機設置場所」小浜警察署の表に次のように加える。

138	町道	高浜町和田第168号1番地の1先	和田駅南		
-----	----	------------------	------	--	--

別表第22「横断歩道設置場所」福井警察署の表に次のように加える。

691	市道	文京6丁目22番33号先(文京東)	交差点	1	
-----	----	-------------------	-----	---	--

別表第22「横断歩道設置場所」福井南警察署の表に次のように加える。

555	県道(福井鯖江線) その他の道路(ベル管理道路)	花堂南1丁目11番25号先(ベル南東)	交差点	2	
-----	-----------------------------	---------------------	-----	---	--

別表第22「横断歩道設置場所」坂井警察署の表に次のように加える。

350	市道	坂井町福島第6号21番地の12先(新福島田北)	交差点	1	
-----	----	-------------------------	-----	---	--

別表第22「横断歩道設置場所」小浜警察署の表中

156	町道	高浜町宮崎第71号7番地の1先(高浜町役場前)	交差点	3	
156	町道	高浜町宮崎第71号7番地の1先(高浜町役場前)	交差点	2	

改め、同表に次のように加える。

423	町道	高浜町和田第168号1番地の1先(和田駅南)	交差点	1	
424	町道	高浜町三明第2号1番地先(高浜町役場北西)	交差点	2	

別表第23(1)「進行方向別通行区分を指定する場所」 福井南警察署の表に次のように加える。

57	県道(福井鯖江線) 花堂南1丁目11番25号先 (ペル南東)	南側から入ろうとするとき、 標示の区分に従い通行すること。	
----	--------------------------------------	----------------------------------	--

別表第23(1)「進行方向別通行区分を指定する場所」 小浜警察署の表に次のように加える。

39	町道 高浜町和田第168号1番地の1先 (和田駅南)	東側から入ろうとするとき、 標示の区分に従い通行すること。	車両
----	----------------------------------	----------------------------------	----

別表第25「駐車可又は停車可」 大野警察署の表に次のように加える。

1	市道(越前大野駅前広場) 弥生町1番16号先 構内道路北東側の白線で区画された部分(1台) (越前大野駅前)	終日	営業用普通乗用自動車
2	市道(越前大野駅前広場) 弥生町1番14号先 構内道路南東側の白線で区画された部分(1台) (越前大野駅南西側)	終日	営業用普通乗用自動車

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 福井南警察署の表に次のように加える。

57	県道(福井鯖江線) 花堂南1丁目11番25号先 ペル南東交差点から	南方約30メートルまでの北進車線	3	終日
----	---	------------------	---	----

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 小浜警察署の表に次のように加える。

39	町道 高浜町和田第168号1番地の1先 和田駅南交差点から	東方約30メートルまでの西進車線	2	終日
----	-------------------------------------	------------------	---	----

平成二十一年九月二十五日印
平成二十一年九月二十五日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一號 福井県
福井県福井市西開筈三丁目七一五 白崎印刷(株)

☎ 六三〇〇